

# 共通費積算基準に見る工期の扱い

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室

官庁営繕事業における工事費の積算は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において統一基準として決定された、公共建築工事積算基準を始めとする積算関係基準に基づき実施しています。このうち共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の共通費については、「公共建築工事共通費積算基準（以下、「共通費積算基準」という。）」による共通費の区分と算定方法によることとしています。工事費の構成は図1のようになります。

共通費積算基準は、平成22年度の改定で、共通仮設費及び現場管理費の算定方法の見直しを行い、新営工事、改修工事とも、共通仮設費率及び現場管理費率の算定式（表1）の変数として工事規模（直接工事費、純工事費）のほかに「工期」を追加し、工期に応じた算定を行うこととしました。

工期の影響を受け設置期間等が長短する仮設建物費（監理事務所、現場事務所等）、動力用水光熱費（工事用電気、水道料金）、従業員給料手当（現場従業員等の給料）及び法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）等を工期に応じて評価しています。

この改定は平成21年度から平成22年度に実施した公共建築工事を対象とした実態調査に基づいています。

この見直しにより、施工条件等で工期が長くなる場合や工期の長い改修工事等においては、工期を踏まえた費用の算定が行えるようになります。また、当初発注時には予期できなかった施工条件や自然的要因・社会的要因における環境などの変化に応じて、契約変更により工期の延長を行う場合についても変更後の工期に応じて工事費の積算を行うこととなります（図2）。

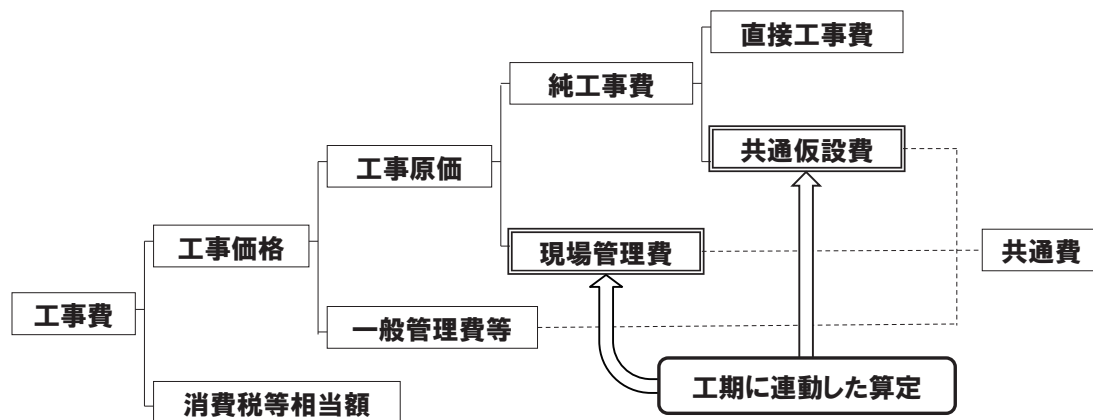


図1 公共建築工事の工事費の構成

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、発注者責務が明確化され、「適正な予定価格の設定」、「適切な工期設定」及び「適切な設計変更」の規定が追加

されています。当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるとともに、引き続き共通費の実態把握を行い、適正な工事費の算出に努めて参ります。

表1 共通仮設費率及び現場管理費率（抜粋）

別表-1 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式			
$Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（%）			
P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表-8 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times Np^{-0.1442}$
算定式			
$Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$			
ただし、Jo：現場管理費率（%）			
Np：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。			
注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

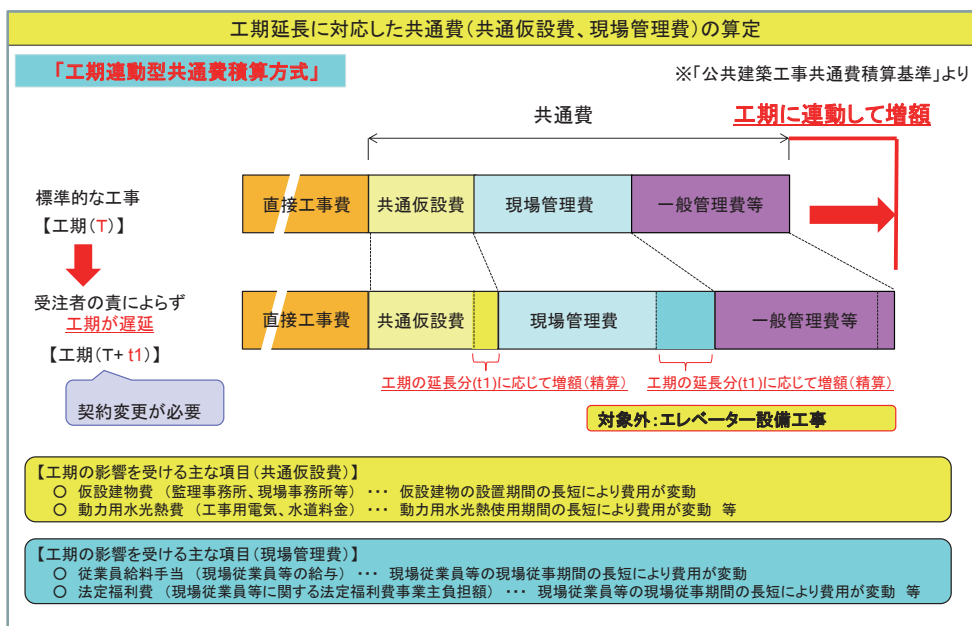


図2 工期延長に対応した共通費の算定